

# 緑化計画書作成の手引き

平成28年12月

東京都北区

## 目 次

1.	緑化計画書の提出が必要な場合 .....	- 1 -
2.	緑化計画書の相談窓口 .....	- 1 -
3.	手続きの流れ .....	- 2 -
4.	緑化面積 .....	- 3 -
5.	接道部緑化 .....	- 7 -
6.	緑化計画書の提出と作成要領 .....	- 9 -
7.	緑化完了届の提出と作成要領 .....	- 10 -
8.	資料 .....	- 11 -
	(参考)	
	緑化計画書記入例 .....	- 13 -

## 1. 緑化計画書の提出が必要な場合

北区では、次の場合には「東京都北区みどりの条例」第20条に基づき、事前に緑化計画書を提出し、認定を受ける必要があります。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項に規定する通知を必要とする計画
- (2) 300㎡以上の土地（敷地）に対して次に掲げる行為を行おうとする場合
  - ア. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
  - イ. 建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする計画
  - ウ. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第2条第8号に規定する指定作業場を設置する行為

※建築基準法第6条の2の指定確認検査機関への確認の提出も含まれます。

※仮設建築物が本建築物と同一敷地内に建築され、緑化計画が本建築物で行われる場合、本建築物の緑化計画書は必要ですが仮設建築物の緑化計画書は必要ありません。

※他自治体にまたがる場合は事前にご相談ください。

※敷地面積が1,000㎡（公共施設は250㎡）以上の場合には、東京都にも緑化計画書の提出が必要になります。東京都と北区は、それぞれの条例に基づき別々の手続きが必要です。北区に緑化計画書を提出する際、東京都が受理した緑化計画書副本の写しを添付してください。

東京都連絡先：東京都環境局自然環境部緑環境課指導担当

（電話で日時を予約してください）

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎22階中央  
TEL 03-5388-3455（直通）

## 2. 緑化計画書の相談窓口

北区 生活環境部 環境課 自然環境みどり係

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 第二庁舎3階

TEL 03-3908-8618（直通） FAX 03-3906-8474

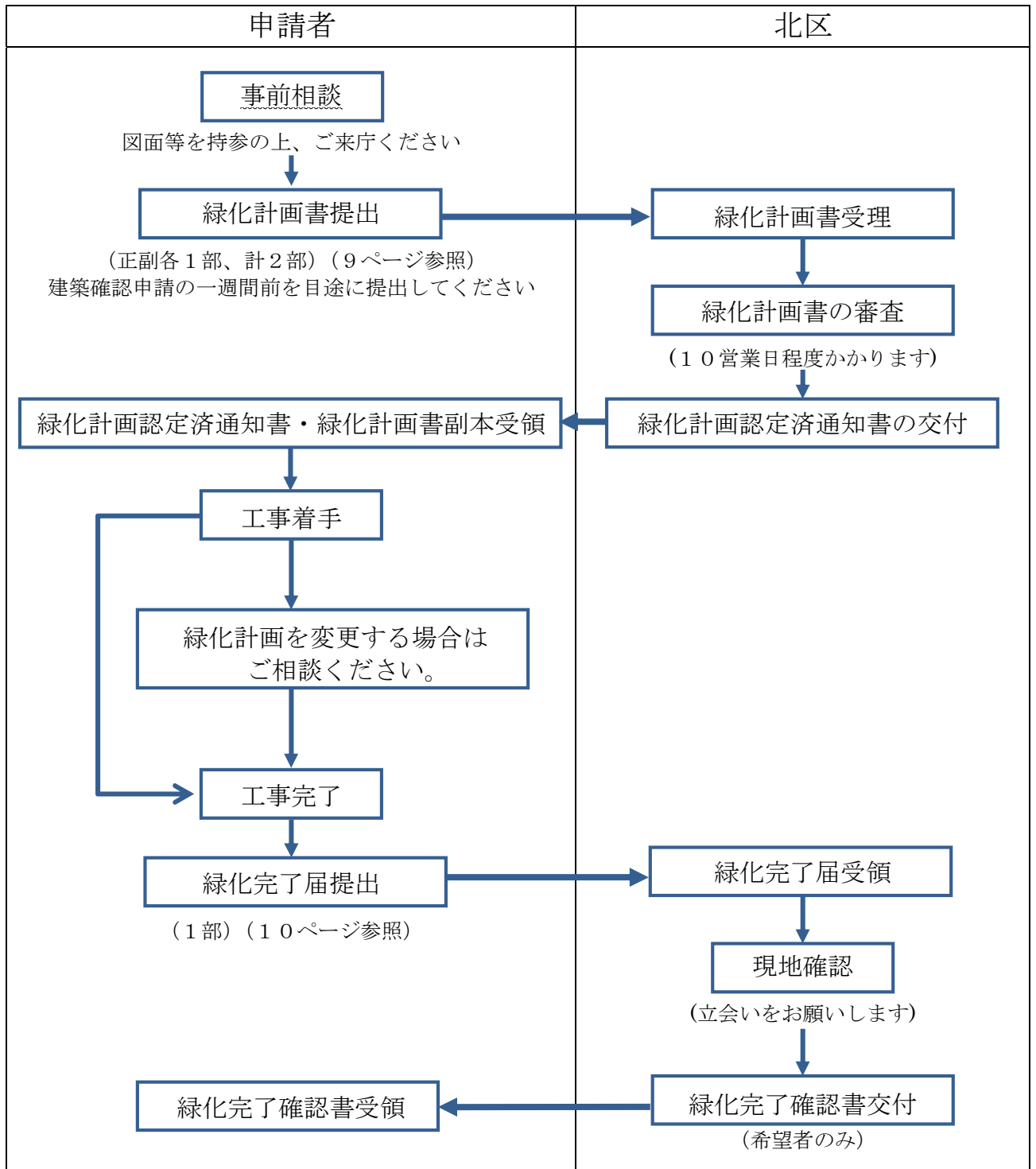
事前相談及び提出日は、電話で予約をお願いいたします。

本手引き・様式集・条例は東京都北区公式ホームページからダウンロードできます。

「東京都北区 緑化計画書」で検索するか、下記のアドレスにアクセスして下さい。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/midori/kekaku.html>

### 3. 手続きの流れ



緑化計画書は、4. 緑化面積（3～6ページ）及び5. 接道部緑化（7～8ページ）の2基準を、いずれも満たした内容で提出をお願いします。

## 4. 緑化面積

### (1) 緑化面積について

緑化面積に算入できるのは、日照及び天水を見込める場所とし、庇や階段等の建築物・工作物の直下を除きます。ただし、建築物・工作物の直下であっても自動灌水装置で水管理される場所は算入できます。

地上部の植栽は樹木を地植えするものとし、芝等の草本性植物は算入できません。

また、道路及び隣地にはみ出した植栽部分、植栽内の柵や消火栓・看板等の工作物部分は算入できません。

既存樹木はできる限り残すこととし、やむを得ず伐採する時は同等以上の樹木を植栽してください。

また、環境にあった樹木等の選定、有効土層の確保に努めてください。(11ページ参照)

### (2) 緑化面積の基準（敷地内に樹木等で緑化された面積の基準）

用途地域に応じて、次に掲げる基準以上の緑化面積を確保してください。

[みどりの条例施行規則別表第3]

用途地域	緑化面積
第二種低層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域、準工業地域、工業地域	敷地面積の10%以上の面積
近隣商業地域、商業地域	敷地面積の5%以上の面積 (防火地域については、3%以上)

※公共施設の緑化面積の基準はみどりの条例施行規則別表第2（12ページ）による。

\*用途地域が2種類以上にまたがる場合は、用途地域の面積比率に応じて確保すべき緑化面積を算出してください。

例：用途地域が、第一種住居地域と商業地域（防火地域）にまたがる場合

敷地面積	第一種住居地域	300㎡	商業地域	200㎡	合計	500㎡
必要となる緑化面積	第一種住居地域	$300\text{㎡} \times 10\% = 30\text{㎡}$				
	商業地域	$200\text{㎡} \times 3\% = 6\text{㎡}$		合計	36㎡	

\*工事施工時に生じる誤差を考慮し、最低限必要な面積に多少の余裕を持たせて計画してください。

### (3) 緑化面積の計算方法

できるだけア又はイの方法により緑化を行ってください。ウ又はエの方法により緑化を行う場合は、工法等を示す構造図面等の添付が必要です。

#### ア. 生け垣

生け垣の長さに幅0.6m(固定値)を乗じた面積を緑化面積とします。

樹木相互の葉が触れ合う程度(3本/m)に植栽する必要があります。

#### イ. 植樹(既存樹木を含む)

各樹木ごとに、(ア)(イ)のいずれかを選択してください。

##### (ア) 樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したものを緑化面積とします。

※樹冠が重なる場合は、重複して算入することはできません。樹冠部の重複等の確認のため、緑化計画平面図には縮尺に応じた水平投影面積による樹冠円を描写してください。

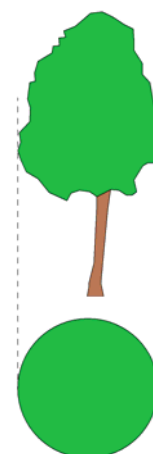
##### (例1) 単木の計算方法

植栽時(または既存)の樹木の枝張(半径)の2乗×円周率

##### (例2) 植栽帯を設ける場合の計算方法

植栽帯の面積をCADや三斜求積等で求めた面積の合計

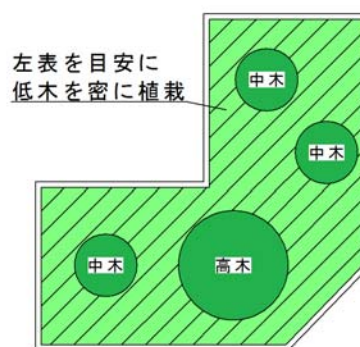
ただし、中高木の間到低木を植えるなどし、樹木が密に植栽されている必要があります。縁石・柵や消火栓・看板等の工作物部分は面積から除外してください。



樹冠の水平投影面積

##### \* 目安となる低木植栽密度

植栽時の葉張	密度
50cm	4本/m <sup>2</sup>
40cm	6本/m <sup>2</sup>
30cm	9本/m <sup>2</sup>



植栽帯の考え方

##### (イ) 樹高に応じた樹冠のみなし水平投影面積の合計(簡易な計算)

樹木は樹高に応じて、次表に示す面積の水平投影面積をもつものとみなし、その合計を緑化面積とします。この方法は、固定値を用いるため、簡易に緑化面積を求める事ができます。

※樹冠が重なる場合は、重複して算入することはできません。樹冠部の重複等の確認のため、緑化計画平面図には縮尺に応じた次表の面積による樹冠円を描写してください。

樹木の高さ	面積	樹冠円直径
高木（樹高3m以上のもの、もしくは植樹時に樹高2m以上3m未満で成木時に3m以上になるもの）	3 m <sup>2</sup>	1.95 m
中木（樹高2m以上3m未満のもの、もしくは植樹時に樹高1.2m以上2m未満で成木時に2m以上になるもの）	1 m <sup>2</sup>	1.12 m
低木（高木・中木以外のもの）	0.1 m <sup>2</sup>	0.36 m

## ウ. 屋上緑化及び壁面緑化

### (ア) 屋上緑化及び壁面緑化共通

屋上緑化及び壁面緑化は、緑化面積の基準（3ページ参照）の3分の1を上限とし、緑化面積に算入できます。

樹木（木本性つる植物を含む）、多年草、セダム又は芝その他の地被植物により覆われた部分の面積を緑化面積とします。一年草やコケ類によるものは緑化面積に算入できません。

コンテナ類を用いる植栽は緑化面積に算入できません。ただし、用いるコンテナ類の容積が100リットル以上のものであるとき又は容積が100リットル未満であってもコンテナ類をアンカーボルト、モルタル、接着剤等により建築物に固定させているときは、緑化面積に算入できます。

工法等を示す構造図面等の添付が必要です。

### (イ) 屋上緑化

建築物の屋上を植栽することをいいます。

### (ウ) 壁面緑化

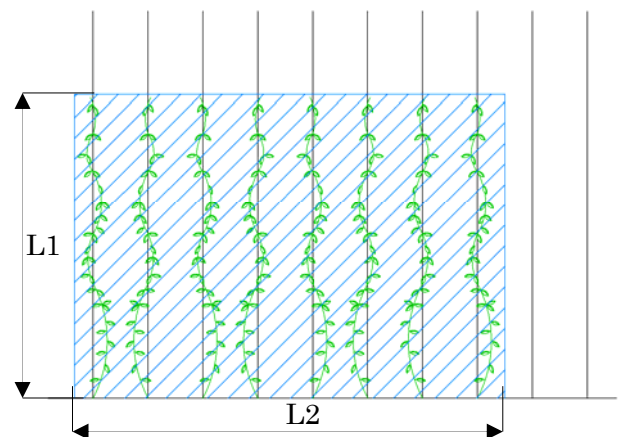
次の方法により建築物の外壁を植栽することをいいます。

#### (A) 直接登はん型

ヘデラ・ヘリックス、ナツヅタ、オオイタビ等の付着型のつる性植物を植栽し、建築物の壁面に直接当該植物を登はんさせて緑化する方法をいいます。

#### (B) 巻き付き登はん型

ワイヤー等の補助資材をアンカーボルト等によって建築物の壁面に固定した上で、カラライナジャスミン、テイカカズラ、トケイソウ、アケビ等のつる性植物を植栽し、当該補助資材に当該植物を絡ませて緑化する方法をいいます。



壁面緑化による緑化面積=L1×L2  
(L1,L2は植栽時の長さとする)

(C) 下垂型

建築物の屋上又は壁面上部にヘデラ・カナリエンシス、コトネアスター等の下垂型植物を植栽し、当該壁面を植栽により被うことにより緑化する方法をいいます。

(D) ユニット（パネル）型

フレーム等の補助資材をアンカーボルト等によって建築物の壁面に固定した上で、植栽マット等のユニットパネルを当該補助資材に対し垂直方向に設置して緑化する方法をいいます。

## エ. 駐車場の緑化舗装

駐車場の緑化舗装は、緑化面積の基準（3 ページ参照）の 6 分の 1 を上限とし、緑化面積に算入できます。

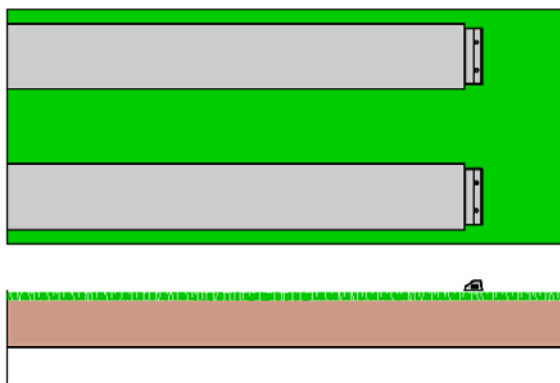
芝及びジャノヒゲにより表面が覆われている土地の面積を緑化面積とします。（除草等の手入れがなされていること。）

芝等が枯損しないように、車両の踏圧等を受ける箇所は、保護材により補強する工法（ブロック工法、樹脂保護材工法等）を施します。

植物が健全に生育できる土壌量を確保し、車の運転及び駐車に邪魔にならない植栽配置及び緑化設備としてください。環境条件（日照、乾燥、排ガス等）、維持管理の手間等を考慮する必要があります。

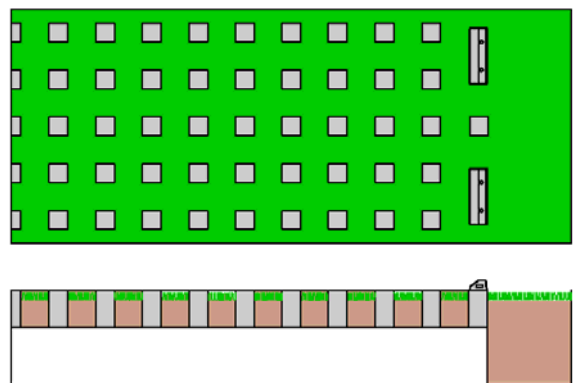
工法等を示す構造図面等の添付が必要です。

(例 1)



車輪が乗る部分及び車輪が頻繁に通過する部分に補強資材を用いる工法

(例 2)



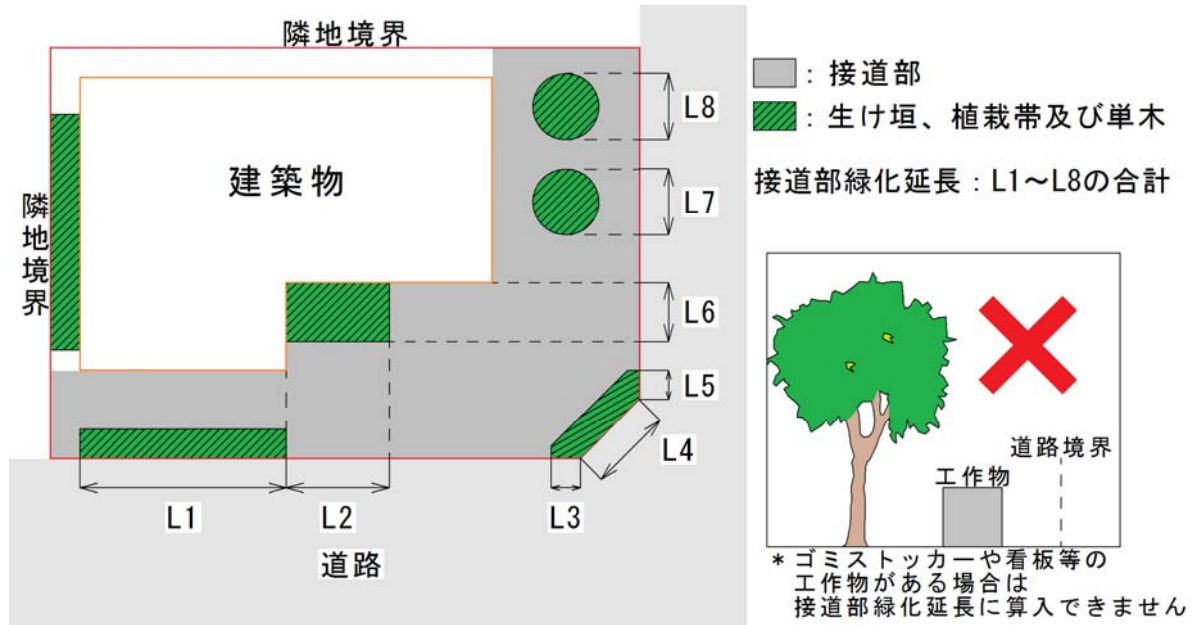
芝生など植物の上空部で車輪を支持する形態であり、植栽基盤には車輪の荷重の影響が及ばないようにコンクリート成型品、レンガ、石材を使用する工法



## 5. 接道部緑化

### (1) 接道部緑化について

接道部緑化の考え方は下図を参考にしてください。



### (2) 接道部緑化の基準（道路面に樹木を列植した長さの基準）

道路等と敷地が接する部分（当該敷地の地盤面の高さや道路等の地盤面の高さの差が2m以上ある部分を除く。）の総延長に次の表に掲げる数字を乗じて得た長さ以上を緑化してください。※道路等：通路その他通行の用に供されている道路状態のものを含む。

<民間施設の接道部緑化基準> [みどりの条例施行規則別表第4の2]

施設の区分	敷地面積				
	1,000㎡未満	1,000㎡ ～ 3,000㎡未満	3,000㎡ ～ 1万㎡未満	1万㎡ ～ 3万㎡未満	3万㎡以上
住宅、宿泊施設	6/10		7/10		8/10
屋外運動施設・屋外娯楽施設 墓地、廃棄物等の処理施設	7/10			8/10	
工場、店舗、事務所、作業場 独立駐車場、資材置場	3/10	5/10	6/10	7/10	
庁舎、学校、医療施設 福祉施設、集会施設	6/10	7/10			8/10
その他の施設	3/10	6/10		7/10	

\*施設の種別は1階部分の主要用途によります

※公共施設の接道部緑化の基準はみどりの条例施行規則別表第4の1（12ページ）による

### (3) 接道部緑化の計算方法

接道部緑化延長はア～ウを合計したものです。

#### ア. 生け垣

生け垣の長さ

#### イ. 植樹 (既存樹木を含む)

樹木の樹冠が及ぶ接道部の長さ(5ページの樹冠円直径を採用することもできます)

また、接道部に面した建物外壁では地上部からの高さがおよそ10m以下の部分を樹木(木本性つる植物を含む)により緑化した場合にはその水平方向の長さを算入できます。

(接道部での)駐車場の奥側に植樹する場合には中木及び高木であれば算入できます。

#### ウ. みなし緑化

やむをえず、接道部緑化の長さが7ページに示す接道部緑化の基準に満たない場合、下式により算出される‘みなし緑化面積’を、3ページに示した必要な緑化面積とは別に確保することで、接道部緑化がなされたとみなすことができます。

必ず事前に相談してください。

$$\text{不足する接道部緑化延長 (m)} \times 0.6 \text{ (m)} = \text{みなし緑化面積 (m}^2\text{)}$$

#### (注意)

道路からの視認性を確保するため、接道部には原則として、フェンス等を設けないでください。

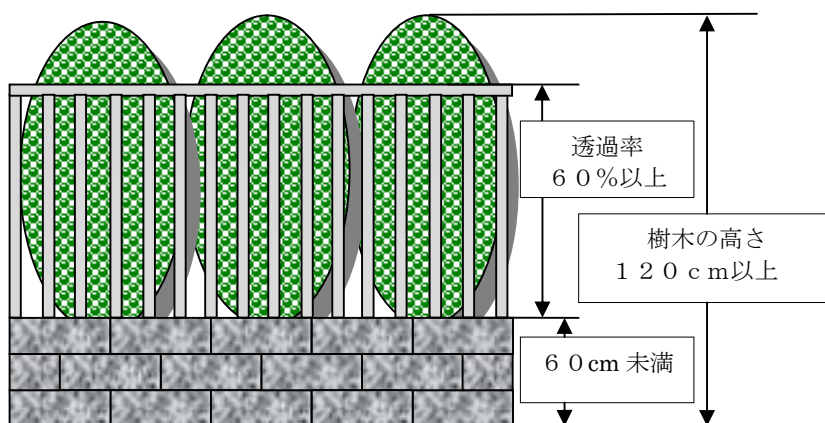
やむをえず、緑地の道路側にフェンス等を設ける場合、以下の条件をすべて満たせば緑地の長さを接道部緑化として算入できます。なお、フェンス等の構造図面の添付が必要です。必ず事前に相談してください。

#### フェンス設置の条件

ア. 接道部に高さ120cm以上の樹木または生け垣が植えられていること

イ. フェンス等の透過率(垂直投影面積のうち占める開口部の垂直投影面積の割合)が60%以上であること(フェンス等の基礎の部分を除く)

ウ. フェンス等の基礎は敷地地盤面から高さ60cm未満であること



## 6. 緑化計画書の提出と作成要領

### (1) 緑化計画書の提出

建築確認の申請やその他の届出の前に、環境課自然環境みどり係へ事前相談の済んだ緑化計画書を提出してください。なるべく、緑化計画書の提出は建築確認申請の1週間前を目途に済ませてください。

### (2) 緑化計画書の作成要領

緑化計画書の様式はホームページからダウンロードしてください。(1ページ参照)

緑化計画書は、以下の図書をA4サイズに折って左端をホチキス等で止め、正副2部を提出してください。**面積等の数値は小数点以下第3位を切り捨てます。**

図書名	記載内容等
緑化計画書 (第11号様式)	緑化計画書記入例(13～16ページ)を参考に記入する。
案内図	計画地と周辺の位置関係が分かる図面。当該地を図示し、所在地を住居表示で記入する。用途地域が2種類以上にまたがる場合は、それぞれの敷地面積を記入する。
緑化計画平面図	敷地の利用形態が分かる平面図を用い、次の内容で作成すること。 (ア) 敷地の境界は赤色の実線で囲むこと。 (イ) 敷地内の建築物は黄色の実線で囲むこと。その他、工作物(よう壁、フェンス、塀等)がある場合はその位置及び高さを明示すること。建物の軒下線を記入すること。 (ウ) 生け垣、植樹、屋上緑化、壁面緑化及び駐車場の緑化舗装の位置を示し、緑色で着色すること。(樹木はその緑化面積に等しい面積をもつ円で示すこと。) (エ) 樹木は、その名前、高さ、本数、枝張を記載すること。 (オ) 敷地面積、緑化面積、接道部延長及び接道部緑化延長を記入すること。敷地地盤面と道路等の高低差が2m以上ある場合は、その位置と高低差を記入すること。 (カ) 緑化面積は三斜計算、長方形、円形で計算する。三斜求積を用いた場合は、求積表において計算式を記載すること。CADの場合は、外周の辺の長さを記載すること。 ※図面が複雑になる場合は、2枚以上にわけてもよい。
構造図面等	(ア) 屋上緑化 屋上平面図に屋上緑化の位置を示し、緑化断面の構造及び土壌厚を図示する。構造の異なるものがある場合は、全て図示する。樹木、多年草、セダム又は芝その他の地被植物より覆われた部分の面積及び植物の名前・高さ・本数(株数)を記入する。 (イ) 壁面緑化 壁面の立面図に壁面緑化の位置を示し、壁面緑化及び補助資材の構造と高さを示す。構造の異なるものがある場合は、全て図示する。樹木、多年草、セダム又は芝その他の地被植物により覆われた部分の面積及び植物の名前・高さ・本数(株数)を記入する。 (ウ) 駐車場の緑化舗装 ブロック工法又は樹脂保護材工法等の緑化舗装の工法の概要を記載し、平面図及び断面図にて図示する。 芝及びジャノヒゲにより表面が覆われている土地の面積及び植物の名前・本数(株数)を記入する。 (エ) 塀、フェンス等の工作物 フェンス等の構造、高さ及び透過率(垂直投影面積のうちに占める開口部の垂直投影面積の割合)を示す。

### (3) 緑化計画の認定

緑化計画書の内容が基準に適合するものであれば認定し、「緑化計画認定済通知書」を交付します。なお、緑化計画認定済通知書が交付された後に、緑化計画を変更しようとするときは、事前に環境課自然環境みどり係に相談してください。

## 7. 緑化完了届の提出と作成要領

### (1) 緑化完了届の提出

緑化計画書を提出した施設の緑化が完了したときは、速やかに緑化完了届を環境課自然環境みどり係に提出してください。緑化完了届が提出された後、担当者立会いのもと、現場の確認を行います。

### (2) 緑化完了届の作成要領

緑化完了届は、以下の図書をA4サイズに折って左端をホチキス等で止め、1部を提出してください。**面積等の数値は小数点以下第3位を切り捨てます。**

図 書 名	記 載 内 容 等
緑化完了届 (第13号様式)	緑化計画書と同じ要領で記載する。 <u>実測値により面積を算出すること。</u>
案内図	緑化計画書と同じ要領で記載する。
緑化完了平面図	緑化計画平面図と同じ要領で記載する。 <u>実測値により面積を算出すること。</u> 写真を撮影した方向と、対応する写真の番号を記入する。
完了写真	スケールをそえ、至近距離から撮影したカラー写真をA4サイズ用の紙に添付し、図面と対応させた番号を記入する。接道部の緑化状況が確認できるよう、道路から撮影した写真を必ず含める。
構造図面等	(ア) 屋上緑化 (イ) 壁面緑化 (ウ) 駐車場の緑化舗装 (エ) 塀、フェンス等の工作物 緑化計画書と同じ要領で記載する。

\*特別な理由がなく、完了予定年月日を過ぎても、完了届が提出されない場合、事業者に対し、区長による勧告を行うことがありますのでご注意ください。

### (3) 緑化完了確認

緑化完了届に基づき、担当者立会いのもと現地にて完了確認を行います。日程は、緑化完了届提出の際に決めます。緑化の完了確認は、建築確認の完了検査とは別扱いであり個別に行います。完了確認後、希望者には緑化完了確認書を交付します。

## 8. 資料

### (1) 環境にあった樹木等の選定

植栽地の光環境や土壌の乾湿などの土壌条件に適した樹木等を選定してください。

	常 緑 樹	落 葉 樹
高木	○カクレミノ、★○タブノキ、★○カシ類、 ○マキ、クスノキ、マテバシイ、○クロガネモチ ★○モチノキ、★○ヤブツバキ、○ゲッケイジュ、 ★○モッコク、★○サンゴジュ、○シロダモ、 ★○ヤマモモ、★○スダジイ★○ユズリハ	アカシデ、サルスベリ、イヌシデ、ナツツバキ、 エゴノキ、ハゼノキ、エノキ、ハナミズキ、 カツラ、マンサク、クヌギ、ミズキ、ケヤキ、 ムクノキ、コナラ、モミジ類、コブシ、リョウブ、 サクラ類
中木	★○ツバキ、★○マサキ、○ネズミモチ、 モクセイ、○ヒイラギ、ユズ、★○ヒサカキ	イヌビワ、ニワトコ、ウメ、マユミ、ガマズミ、 モクレン、カマツカ、モモ、ニシキギ、ロウバイ
低木	★○アオキ、ジンチョウゲ、○アセビ、 ○チャノキ、○イヌツゲ、ツツジ類、 ★○カンツバキ、○トベラ、クチナシ、ナンテン、 ★シャリンバイ、★○ヤツデ	アジサイ、ドウダンツツジ、イボタノキ、ハギ類、 ウツギ類、バラ類、グミ類、ムラサキシキブ、 クロモジ、ヤマブキ、コデマリ、ユキヤナギ、 サンシュユ、レンギョウ

★印は火に強い木 ○印は日陰に強い木

#### 生け垣

火に強い木	大気汚染に強い木	花のきれいなもの
カナメモチ、ネズミモチ、サザンカ、 マサキ、サンゴジュ、モッコク、 ツバキ	アベリア、ネズミモチ、 イヌツゲ、マサキ、ウバメガシ、 モッコク、トベラ	ウツギ類、ボケ、サザンカ、 ムクゲ、ジンチョウゲ、ツバキ、 モクセイ、ピラカンサ(実)

#### 野鳥誘致植物

タブノキ、アキグミ、ノイバラ、イボタノキ、センダン、ノブドウ、ツルウメモドキ、ハゼノキ、 エゴノキ、クロガネモチ、ツバキ、オリーブ、サンゴジュ、アワブキ、アオキ、カンツバキ、 スダジイ、エノキ、ヌルデ、クスノキ、ソヨゴ、ヤブニッケイ、ヒサカキ、ビワ、マサキ、 ウメモドキ、ガマズミ、コクサギ、コナラ、コブシ、サクラ類、ミズキ、ムクノキ、ムラサキシキブ、 ヤマハゼ、サルトリイバラ
---

### (2) 有効土層の確保

樹木等の生育のため、耕起、客土、土壌改良剤や有機質の混入等によって根の発育に必要な有効土層を確保してください。有効土層の深さの最低基準は、高木・中木1.5m以上、低木・つる植物0.6m以上、地被植物0.3m以上です。

※有効土層とは、植物の根が健全に生育するために必要な土壌の部分です。養分、水分を多く含む、水はけがよい、通気がよく十分な酸素補給ができる、有害成分を含んでいない、などの条件を満たすことが必要です。

### (3) 公共施設の緑化基準

<公共施設の緑化基準> [みどりの条例施行規則別表第2]

施設の種類		緑化基準等
道路	歩道の幅員が3.5m以上	街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設置
	歩道の幅員が3.5m未満	可能な限り植樹
公園等	児童遊園、街区公園、運動公園	敷地面積の30%以上を緑化
	上記以外の公園	敷地面積の50%以上を緑化
	緑地	敷地面積の80%以上を緑化
学校		敷地面積の8%以上を緑化
		校地内周囲に幅がおよそ2m以上の植樹帯を設置
庁舎等		敷地面積の8%以上を緑化

※公園等に関し、草花、芝、その他の地被植物も算入できます。

### (4) 公共施設の接道部緑化基準

<公共施設の接道部緑化基準> [みどりの条例施行規則別表第4の1]

敷地面積 施設の区分	1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> ~ 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> ~ 1万m <sup>2</sup> 未満	1万m <sup>2</sup> ~ 3万m <sup>2</sup> 未満	3万m <sup>2</sup> 以上
	庁舎、学校等	6/10		7/10	
その他の施設	3/10	6/10		7/10	

# 記入例

※先に、次ページからの緑化面積等計算書(計画)を記入してから、当ページを記入すると間違いがありません。

第11号様式 (第21条第1項関係)

提出日を記入します  
 年 月 日

東京都北区長 殿

押印してください

事業者 住所 北区王子本町1-4-11  
 氏名 ○○株式会社代表取締役 北区花子 ㊟  
 電話 (3908)□□□□

代理者 住所 北区王子本町1-15-22  
 氏名 ○○建築士事務所 王子太郎 ㊟  
 電話 (3908)○○○○

(法人にあつては、その事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名

緑 化 計 画 書

東京都北区みどりの条例第20条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

記

開発行為等を行うおとす場所	住居表示	王子本町1-4-11	地名地番	王子本町1-4-1
	用途地域	第一種住居地域	施設の種別	住居
	敷地面積	531.39 m <sup>2</sup>	接道部延長	35.80 m
開発行為等類	ア 宅地造成等 イ 建築 (新築・増改築) (自己所有目的・分譲目的)		ウ 自動車駐車場の設置 エ その他	
緑化計画	緑化面積	58.13 m <sup>2</sup>	緑化率	10.93 %
	接道部緑化延長 (うちみなし接道部緑化延長)	21.48 m ( 6.27 m)	接道部緑化率	60.00 %
	樹木本数等 合計	高木 3 本	中木 15 本	低木 120 本
完了予定年月日	平成27年12月20日			
本件緑化計画書の問い合わせ先 (担当部署・担当者)	○○設計事務所 十条 一郎		電話 (3908) ○○○○ FAX (3908) △△△△	

$緑化率 = 緑化面積 \div 敷地面積$

$接道部緑化率 = 接道部緑化延長 \div 接道部延長$

数値は小数点以下第3位を切り捨てる

### 緑化面積等計算書（計画）

※面積等の数値は、小数点以下第三位を切り捨てること

#### 1 緑化面積

##### (1) 基準緑化面積

民間施設：手引き3ページ  
公共施設：手引き12ページ

$$\text{敷地面積 } 531.39 \text{ m}^2 \times \text{規則別表第二又は別表第三に定める数値 } 0.10 = \text{基準緑化面積 } 53.13 \text{ m}^2$$

##### (2) 緑化内訳

###### ア 生け垣

実際の幅が0.6m未満であっても  
0.6mであるとみなします

$$\text{長さ } 5.00 \text{ m} \times 0.6 \text{ m} = 3.00 \text{ m}^2$$

樹木ごとに（ア）または（イ）を選択してください  
同一の樹木を（ア）と（イ）に重複して記入はできません

小計 3.00 m<sup>2</sup>

###### イ 植樹

(ア) 樹冠の水平投影面積の合計（他の樹冠の水平投影面等が重なる部分は除く）

樹木本数 計 135 本 水平投影面積合 28.42 m<sup>2</sup>

(イ) 簡易な計算（他の樹冠の水平投影面等が重なる部分は除く）

高木 3 m<sup>2</sup> × 3 本 = 9.00 m<sup>2</sup>

中木 1 m<sup>2</sup> × 本 = m<sup>2</sup>

低木 0.1 m<sup>2</sup> × 本 = m<sup>2</sup>

（ア）と（イ）を合計した面積

小計 37.42 m<sup>2</sup>

屋上緑化、壁面緑化、駐車場の緑化舗装、  
公園の草花などについては、この欄に記入します

###### ウ その他

屋上緑化面積 35.00 m<sup>2</sup>

算入面積の上限 53.13 m<sup>2</sup>（基準緑化面積）× 1/3 = 17.71 m<sup>2</sup>

よって 17.71 m<sup>2</sup>

（ア）生け垣 + （イ）植樹 + （ウ）その他

小計 17.71 m<sup>2</sup>

緑化面積（ア+イ+ウ）= 58.13 m<sup>2</sup>

数値は小数点以下第3位を切り捨てる



## 2 接道部緑化延長

### (1) 基準接道部緑化延長

民間施設：手引き7ページ  
公共施設：手引き12ページ

$$\text{接道部延長} \quad 35.80 \quad \text{m} \times \text{規則別表第四に定める数値} \quad 6/10 = \text{基準接道部緑化延長} \quad 21.48 \quad \text{m}$$

### (2) 接道部緑化内訳

$$\text{生け垣・植樹による緑化延長} \quad 15.21 \quad \text{m} \cdots \textcircled{1}$$

①が基準接道部緑化に満たない場合は、  
こちらを検討してください

## 3 接道部緑化延長が基準に満たない場合のみなし緑化（規則別表

第四第一号イ(2)及び第二号イ(2)に規定されるのみなし緑化)

### (1) みなし緑化面積の計算式

$$\text{基準接道部緑化延長} \quad 21.48 \quad \text{m} - \text{①による接道部緑化延長} \quad 15.21 \quad \text{m} = \text{不足する接道部緑化延長} \quad 6.27 \quad \text{m} \cdots \textcircled{2}$$

$$\text{不足する接道部緑化延長} \quad 6.27 \quad \text{m} \times 0.6 \text{ m} = \text{みなし緑化面積} \quad 3.76 \quad \text{m}^2$$

条件を満たさない場合は、みなし緑化はできません  
①が接道部緑化延長になります

※以下の条件を満たした場合のみ、②の長さをみなし接道部緑化延長として、  
接道部緑化延長に算入することができる。

$$\text{緑化面積} \quad 58.13 \quad \text{m}^2 - \text{基準緑化面積} \quad 53.13 \quad \text{m}^2 = 5.00 \quad \text{m}^2 \geq \text{みなし緑化面積} \quad 3.76 \quad \text{m}^2$$

$$\text{接道部緑化延長} \quad (\textcircled{1} + \textcircled{2}) = 21.48 \quad \text{m}$$

数値は小数点以下第3位を切り捨てる

## 案内図・緑化計画平面図・構造図面等

※該当がある場合は、レ点を記入のこと

1 案内図  別添図面のとおり

該当箇所にレ点を記入し、必要な図面を添付してください。

2 緑化計画平面図  別添図面のとおり

3 構造図面等

(1) 屋上緑化  なし  別添図面のとおり

(2) 壁面緑化  なし  別添図面のとおり

(3) 駐車場の緑化舗装  なし  別添図面のとおり

(4) 塀、フェンス等の工作物  なし  別添図面のとおり

問合せ先

北区生活環境部環境課自然環境みどり係

TEL 03-3908-8618

FAX 03-3906-8474

昭和61年	4月	初版発行
昭和61年	8月	改訂版発行
昭和62年	6月	改訂版発行
昭和62年	12月	改訂版発行
平成元年	4月	改訂版発行
平成2年	8月	改訂版発行
平成3年	4月	改訂版発行
平成4年	10月	改訂版発行
平成5年	12月	改訂版発行
平成7年	3月	改訂版発行
平成8年	3月	改訂版発行
平成12年	9月	改訂版発行
平成14年	4月	改訂版発行
平成18年	4月	改訂版発行
平成20年	6月	改訂版発行
平成23年	6月	改訂版発行
平成25年	10月	改訂版発行
平成28年	12月	改訂版発行

このパンフレットは環境保全のため再生紙を使用しています。

